

## 【レンタカー規約】

### 第1章 契約の締結

#### 第1条 契約締結の時期

レンタカー契約は、弊社が料金の前納を確認した後、貸渡証（貸渡契約書）及びレンタカーを借受人に引き渡すことで成立します。

#### 第2条 レンタカー料金の支払い

レンタカー料金は、弊社店舗にて現金又はクレジットカード決済によりお支払いいただき、契約締結後は如何なる理由でも返金いたしません。

#### 第3条 提示書類・告知

レンタカー契約締結にあたり、借受人及び運転者の真正な運転免許証（又は本人確認書類）を提示いただき、緊急連絡先として借受人ご本人の携帯電話番号及び職場・学校・ご家族のご連絡先を正しく告知いただきます。また、提示書類や告知内容に変更があった場合には、速やかに弊社へご連絡ください。

#### 第4条 貸渡期間・再契約

レンタカー契約締結後の貸渡期間の変更はできません。ただし、貸渡期間満了日時までに弊社に再契約の申込みをご連絡いただいたうえ、レンタカー料金を当該日時までに支払った場合には、同一内容での再契約に応じます。なお、再契約により弊社業務に支障が生じる場合には再契約に応じないことがあります。

### 第2章 レンタカー使用中の義務・禁止事項

#### 第5条 善管注意義務

借受人及び運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから弊社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）善良な管理者としての注意義務をもってレンタカーを使用・保管しなければなりません。

#### 第6条 点検・整備義務

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければなりません。

## 第7条 鍵・貸渡証保管義務

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、鍵及び貸渡証（貸渡契約書）を携帯し、紛失の際には直ちに弊社までお知らせください。
- 2 鍵を紛失された場合は、1本につき5,000円（ただしスマートキー等特殊鍵の場合は鍵製作費実費を請求いたします。）をお支払いいただきます。貸渡期間中の紛失の場合には、弊社にて製作でき次第、新たな鍵をお渡しいたします。その際、お渡しにかかった配送費等の実費は別途ご請求いたします。

## 第8条 禁止行為

借受人又は運転者は、レンタカー使用中、以下の禁止行為を行わないでください。

- ① 弊社の承諾なくレンタカーを自動車運送事業等に使用すること
- ② レンタカーを契約締結時に弊社が承諾した者以外に運転させること
- ③ 弊社の承諾なくレンタカーを転貸ないし担保に供すること
- ④ レンタカーの変造、改造又は改装する等原状を変更すること
- ⑤ 弊社の承諾なくレンタカーを各種テストや競技に使用すること
- ⑥ 弊社の承諾なく他車を牽引ないし後押しするために使用すること
- ⑦ 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
- ⑧ 弊社の承諾なくレンタカーについて損害保険に加入すること
- ⑨ レンタカーを日本国外に持ち出すこと
- ⑩ 質量制限以上の荷物又は定員以上の人数を載せて使用すること
- ⑪ レンタカーにペット等動物を載せること
- ⑫ レンタカーの車内で喫煙をすること

## 第9条 反則金等の納付義務

- 1 借受人又は運転者が、前条⑦に違反し、駐車違反等の反則金、罰金乃至車両移動・保管・引取り等に係る諸費用の支払義務を課された場合は、直ちに警察署等に出頭し、遅滞なく納付手続を行ってください。
- 2 前項の場合、借受人及び運転者は、弊社の求めがあった際には、違反者として法令上の措置に従うことを自認する旨の文書（以下「自認書」といいます。）に署名していただきます。

### 第3章 レンタカー使用中の事故・故障

#### 第10条 弊社への報告義務

レンタカー使用中に事故・故障等の車両トラブルがあった場合には、速やかに弊社へご連絡いただき、対応につき弊社の指示に従ってください。弊社営業時間外等弊社とすぐに連絡が取れない場合は、車両の使用を停止し、警察等の指示に従って、法令上求められる安全措置を取ったうえで、可能な限り速やかに弊社へご連絡ください。

#### 第11条 調査等への協力義務

前条の場合、借受人及び運転者は、弊社契約の保険会社の調査及び警察の捜査に協力するとともに、提出を求められた書類等は遅延することなく提出するようにしてください。

#### 第12条 ロードサービス

第10条の場合、第23条で規定する弊社加入の自動車保険特約の範囲で、のロードサービスをご利用いただけます。ただし、上記範囲外のロードサービスを使用した場合には、弊社は一切費用を負担いたしません。

### 第4章 契約の終了

#### 第13条 貸渡期間満了

レンタカー契約は、貸渡期間満了により終了いたします。

#### 第14条 レンタカーの使用不能

レンタカーが故障、事故、盗難その他の事由により、使用不能となった場合、レンタカー契約は当然に終了いたします。ただし、使用不能がレンタカー引渡し前に存した瑕疵によるものであった場合は、借受人の求めがあった際には、当初の契約条件のまま車両の入れ替えに応じます。

#### 第15条 レンタカー契約の解除

本規約の違反が認められる場合、弊社は何ら催告することなく貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、弊社が借受人又は運転者に22条に基づき損害の賠償を請求することは妨げられません。

#### 第16条 契約終了後の弊社の免責

レンタカー契約の終了後、弊社にレンタカーを使用させる義務は一切ないものとし、レンタカーが使用できなくなったことによる如何なる損害も賠償する責任を負いません。

## 第5章 レンタカーの返還・引上げ

### 第17条 原状回復・返還義務

レンタカーは、弊社従業員立会いのもと、貸渡期間満了までに、燃料を満タンにして貸渡時の原状のまま、所定の場所へ返還ください。その際、レンタカーの鍵を貸渡本数すべて返却ください。

### 第18条 遺留品

返還の際には遺留品がないことをご確認ください。遺留品は弊社では保管いたしません。ただし、第21条⑤の措置をとった場合には、当該措置から24時間はレンタカー内で遺留品を保管し、その後7日間は弊社所定の保管場所に移して保管します。借受人及び運転者は、上記保管期間後は弊社において遺留品を廃棄することについて、予め承諾するものとします。

### 第19条 弊社への事前連絡義務

貸渡期間の徒過、所定の返還場所とは異なる場所での返還等前条に違反するおそれが生じた場合は、事前に弊社へご連絡ください。

### 第20条 返還時の費用負担

次の各号に該当する場合、後段記載の費用をレンタカー返還時にお支払いいただきます。なお、本条に定めるものの以外に弊社に損害（レンタカー、借受人又は運転者の所在調査並びにレンタカーの引上げに要した費用を含みます。）が発生している場合に、第22条による損害賠償を別途請求させていただくことを妨げません。

- ① 貸渡期間を徒過した場合 事前の弊社への連絡の有無にかかわらず、返還までの日割料金

（ただし、徒過が天災その他不可抗力によるものと弊社が認める場合には請求しない場合もあります。）

- ② 燃料を満タンにせずに返還した場合 弊社規定による不足分燃料代

- ③ 原状に比して著しく汚損・臭気が認められる場合 清掃料金10,000円

（ただし、清掃に10,000円以上の費用がかかる場合は、実際にかかった費用を請求します。）

- ④ ペット等動物の乗車が認められる場合 清掃料金10,000円

(ただし、清掃に10,000円以上の費用が掛かる場合は、実際にかかった費用を請求します。)

- ⑤ オプション装備品(ナビ、ETC等)の破損又は紛失が認められる場合 修理費及び取付費用

- ⑥ 所定返還場所と異なる場所で返還した場合 実際の返還場所から所定返還場所までの回送に要した実費

(ただし、事前の弊社への連絡なしに無断で返還場所を変更した場合には、上記に加えて違約金(上記回送に要した実費の2倍の金額)も請求いたします。)

- ⑦ 鍵の返却に不足が認められる場合 不足1本につき5,000円

(ただしスマートキー等特殊鍵の場合は鍵製作費実費を請求いたします。)

- ⑧ 第9条第1項が規定する納付義務が未履行である場合 違約金30,000円

(ただし、納付領収書を提示いただければ、これと引換えに上記違約金は返還いたします。)

- ⑨ レンタカーの車内での喫煙が発見された場合

## 第21条 引上げの承諾

第4章の規定により、貸渡契約が終了した後も、弊社への連絡なくレンタカーが返還されない場合は、借受人及び運転者は弊社が次の各号の措置をとることについて、予め承諾するものとします。

- ① 刑事告訴等の法的措置をとります。当該措置に関連する限りで、警察等に貸渡証、自認書等個人情報を含む資料を提出し、情報提供を行います。
- ② 一般社団法人全国レンタカー協会に不返還被害を報告し、同協会情報管理システムに顧客情報を登録します。
- ③ 借受人又は運転者の親族・勤務先等関係者への聴き取り等の借受人又は運転者の所在調査を行います。
- ④ 位置情報システムの作動等のレンタカーの所在調査を行います。
- ⑤ レンタカーが駐車されている場所の管理者に承諾を得て立ち入り、借受人又は運転者の意思にかかわらず、レンタカーを引き上げます。借受人又は運転者が上記引上げを妨害した場合、盗難被害として本条①、②の措置をとります。

## 第6章 損害賠償

### 第22条 損害賠償

借受人又は運転者は、本規約に違反し、自己の責めに帰すべき事由により、弊社に損害を生じさせた場合、その損害のすべてを賠償する責任を負います。この場合、第15条に基づきレンタカー契約を解除することを妨げません。ただし、レンタカーが使用不能となった際の営業損害（ノンオペレーションチャージ）については損害の額を3万円とみなします。

## 第7章 保険・補償

### 第23条 自動車保険

弊社は以下の内容の自動車保険を契約し、貸渡期間中に生じた保険事故（免責事由に該当するものは除く）にかぎり、当該保険を使用するものとします。

(保険内容)

- ・対人賠償責任：無制限
- ・対物賠償責任：無責任（但し、免責金額10万円）
- ・車両損害：なし
- ・人身傷害補償：1名につき上限3000万円

### 第24条 事故免責補償制度

レンタカー契約締結時、事故免責補償制度（以下「CDW」といいます。）に加入された場合は、加入者自身が運転中で、かつ当該加入者にとって貸渡期間中の初回事故に限り、対物賠償責任の免責額及びレンタカー車両損傷による損害賠償額の支払いを免除します。ただし、次の各号の場合はCDWへの加入はできません。

- ① 自動車運転免許を取得して1年未満の方
- ② 21歳未満の方
- ③ 過去に弊社が貸し渡したレンタカーで事故を起こしたことがある方
- ④ その他、弊社が加入不相当と判断した方
- ⑤ 60歳以上の方

## 第8章 その他

## 第25条 規約外トラブル時の弊社の免責

本規約に定めるほか、レンタカー使用中に生じた借受人、運転者、搭乗者又は第三者の損害については、弊社は一切責任を負いません。

### 【個人情報の取扱いについて】

#### 第1条

借受人及び運転者は、弊社が次の各号の目的で提供した個人情報を利用することに同意するものとします。

- ① 貸渡契約書（貸渡証）の作成等レンタカーに関する基本通達（自旅第138号平成7年6月13日）に基づくレンタカー事業者の義務を履行すること
- ② 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと

#### 第2条

借受人及び運転者は、提供した個人情報のうち使用車種クラス、使用目的、使用開始日時等のレンタカー契約情報又は借受人及び運転者の氏名、住所等をレンタカー規約第21条①②の規定に基づき、第三者に開示することに同意するものとします。